

(仮称) 北部事業予定地環境保全措置業務（猛禽類調査） 業務仕様書

1 目的

本業務は、(仮称) 北部事業予定地一般廃棄物最終処分場事業環境影響評価書において保全対象とされた猛禽類に対して、事業予定地内で行う工事が影響を及ぼさないように、環境保全措置として現況確認調査を実施する。

2 業務概要

- (1) 業務名 (仮称) 北部事業予定地環境保全措置業務（猛禽類調査）
- (2) 履行場所 札幌市東区中沼町 127 番地ほか
- (3) 履行期間 契約日から令和 5 年 12 月 23 日まで

3 一般事項

(1) 法令遵守

受託者は、本仕様書に従い、関連する法令を遵守し、履行しなければならない。

(2) 中立性の保守

受託者は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

(3) 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

(4) 環境配慮について

ア 受託者は、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

イ 受託者は、本業務に伴い排出される廃棄物の減量・リサイクルに務めること。

(5) 本仕様書に記載されていない事項及び不明な事項について

受託者は、委託者と協議の上決定すること。

(6) 業務責任者及び業務担当者

ア 受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な数の業務担当者を配置しなければならない。

イ 業務責任者は、主要な打合せには、必ず出席しなければならない。

(7) 本業務における新型コロナウイルスの感染予防対策について

ア 業務に当たっては、消毒液による手指消毒や手洗いなど、感染予防の対応を徹底するとともに、毎朝晩の検温など業務従事者の健康管理に留意すること。

イ 業務従事者にコロナウイルス感染症の陽性が判明した場合は、速やかに委託者に報告するなど、連絡体制の構築を図ること。

ウ 業務の履行に当たっては、極力「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避を図ること。特に現場における朝礼・点呼、各種打合せ、着替えや食事休憩、密室・密閉空間における作業においては、他の作業員と一定の距離を保つ配慮すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更された以降の感染予防対策については、状況に応じて委託者と協議すること。

(8) 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、契約約款に定めるもののほか、下記の書類を作成し、委託者に提出しなければならない。

名称	規格・内容	提出期限	部数
業務着手届		着手後速やかに	1
業務責任者等指定通知書		着手後速やかに	1
業務責任者等経歴書	業務責任者と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類を添付すること	着手後速やかに	1
業務実施計画書	業務日程表 業務実施計画 連絡体制	着手後速やかに	1
業務協議簿		協議後3日以内	協議ごと
業務完了届	成果品目録を添付すること	業務完了後直ちに	1
成果報告書	報告書(A4製本)	製本完了後直ちに	各2
	報告書概要(A4簡易製本)		各2
	説明用パワーポイント		各1
	電子データ (CD-R又はDVD-R)		各1

ア 業務実施計画書に関する注意事項

受託者は契約締結後、業務の工程および調査個所の詳細について委託者と協議の上、14日以内に業務実施計画書を作成し提出すること。

イ 成果報告書に関する注意事項

- (ア) 資料は全て明確にし、整理して提出すること
- (イ) 文献・その他資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記すること。
- (ウ) 作成にあたって、調査収集資料及び解析検討結果を図表等を用いて具体的かつ明瞭に整理すること。その様
- (エ) 式・内容・作成する図面のサイズ・表現方法など編集方法について、あらかじめ委託者と協議すること。
- (オ) 検討書・資料集・業務協議簿・業務状況写真・その他委託者から指定されたものを添付すること。
- (カ) 成果報告書の提出にあたっては、業務責任者(主任技術者)が立会うこと。
- (キ) 説明用パワーポイントは、本業務の結果をまとめること。説明対象を市民として作成し、わかりやすい表現、図表を用いること。

(ク) 電子データは、可能な限りワード・エクセル形式で作成し、他形式で提出する際は、委託者と協議すること。

4 業務内容

(1) 打合せ・報告

打合せ・報告は、業務の着手時、有識者ヒアリング前及び業務完了時の計3回行うものとし、打合せについては協議簿を作成すること。

(2) 現地調査（行動確認調査）

オオタカ・チュウヒ及びその他重要種の行動圏、繁殖成否等を明らかにする。また、定点観察及び移動観察を行い、営巣場所の絞り込みや行動状況及び生息状況を把握する。なお、調査の対象とするその他重要種については契約後に委託者と協議し決定すること。

ア 調査方法

複数の調査地点に調査員を配置し、8～10倍の双眼鏡、20～60倍の望遠鏡を利用して、互いにトランシーバー等で連絡を取り合いながら同時に観察する。観察の際には下記の行動に留意するとともに、望遠レンズ付きカメラ、ビデオカメラ等により、可能な限り写真を撮影し、個体識別に努める。

行動を確認した際には、成鳥・若鳥・幼鳥の別、個体特徴、行動状況（忌避行動に留意）、飛行高度、確認時刻、天候等を記録し、地形図に飛行ルート、行動等を記入する。

行動確認調査で整理すべき行動情報

①繁殖行動	②採食行動	③止まり行動	④攻撃行動
⑤誇示行動（ディスプレイ）	⑥忌避行動（放卵放棄・育雛放棄・餌運搬回数減少・工事に対する反応等）		

イ 調査頻度

調査頻度は次のとおりとする。

項目	内容
調査地点	3 地点及び移動観察※図1参照
調査対象	オオタカ・チュウヒ及びその他重要種
調査時期・回数	4・5月中に2回 6月、7月、8月 各1回 計5回
観察日数	1回あたり2日連続
観察時間	1日7時間程度

※チュウヒの調査時期は、繁殖成否状況により変動する可能性があるため、詳細は委託者と協議の上決定すること。

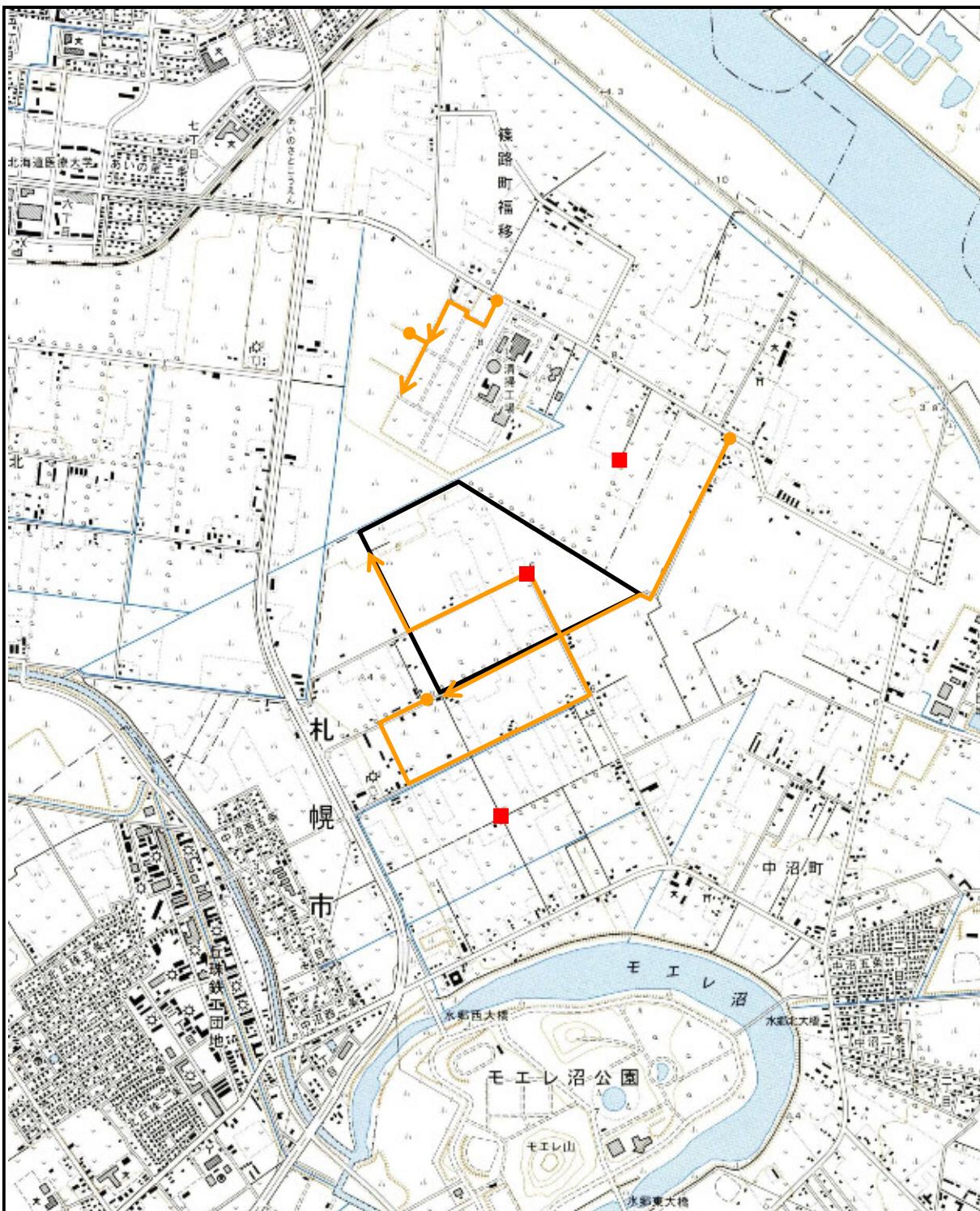
(4) 専門家ヒアリング

本業務の調査結果を基に、希少猛禽類調査や生態に詳しい専門家から、調査結果を基に、工事実施による猛禽類への影響の有無及び保全措置方法について指導助言を得る。

なお、ヒアリング時期については、4・5月調査結果の取りまとめが完了した時点及び8月までの調査が全て完了し取りまとめが完了した時点の2回、実施するものとする。

(5) 報告書作成

調査や事業影響の評価等の結果を総括的にとりまとめ、考察、課題等を含め報告書を作成する。



凡 例

■ 定点調査地点

→ 移動観察

△ 事業実施区域

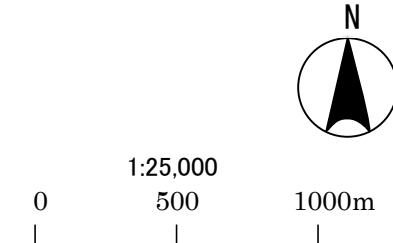


図 1 猛禽類調査地点位置図